黒毛和種
登記可能体外受精卵
生産案内

一般社団法人 家畜改良事業団

黒毛和種登記可能体外受精卵の受託生産について（１）

繁殖雌牛を老齢や事故などで廃用にする際、体外受精卵をつくることができます。
この受精卵を移植して生産した子牛は、子牛登記の対象となります。
受精卵の生産をご希望の場合は、以下の項目をご確認の上、手続きをお願いいたします。

１　対象となる雌牛（供卵牛）

（公社）全国和牛登録協会の**基本登録以上の雌牛**が対象となります。

２　供卵牛の所有者

供卵牛の所有者は、（公社）全国和牛登録協会発行の登録書に記載された個人または団体でなければなりません。登記可能体外受精卵の生産を依頼される方と、供卵牛の所有者氏名が一致しているか、ご確認下さい。

３　遺伝子型検査

事前に登録協会に申請して供卵牛の遺伝子型検査を行い、本牛と登録書の記載内容に矛盾のないことを確認して下さい。

４　遺伝性疾患

供卵牛の遺伝性疾患については、事前にご確認下さい。
交配を希望する種雄牛との組み合わせで、生産される子牛に遺伝性疾患が発症する可能性のある組み合わせは避けるよう交配計画を立てて下さい。
なお、依頼された組み合わせで生まれた子牛が遺伝性疾患を発症しても、当団は責任を負いません。

黒毛和種登記可能体外受精卵の受託生産について（２）

体外受精卵の生産には、3つの方法があります。

どの方法でも、実施日、実施場所（と畜日、と畜場所）などの詳細な打合せが必要です。実施（と畜）予定の1ヶ月前までにご連絡下さい。また、体外受精卵生産工程の関係上、実施（と畜）は月曜日から木曜日となります。

方法1　対象雌牛をと畜する

手順1　（公社）全国和牛登録協会支部への申請書の提出

（公社）全国和牛登録協会支部へ、体外受精卵の生産についての申請書を提出して下さい。申請内容は、各支部へお問い合わせ下さい。

手順2　（一社）家畜改良事業団への依頼

（公社）全国和牛登録協会支部の承認が得られたら、次の書類をご用意の上、家畜バイテクセンターまでご連絡下さい。

1　登記可能体外受精卵生産依頼書
2　供卵牛の登録書（コピー可）
3　家畜改良増殖法（第9条の2）に基づく、獣医師による「診断書」

方法2　対象雌牛の卵巣を割去する
方法3　対象雌牛から経膣採卵により卵子を採取する

手順1　（一社）家畜改良事業団への依頼

2、3どちらの方法でも、（公社）全国和牛登録協会支部への申請は必要ありません。次の書類をご用意の上、家畜バイテクセンターまでご連絡下さい。

1　登記可能体外受精卵生産依頼書
2　供卵牛の登録書（コピー可）
3　家畜改良増殖法（第9条の2）に基づく、獣医師による「診断書」
4　卵巣割去および経膣採卵による体外受精卵生産についてのリスク確認書

黒毛和種登記可能体外受精卵の受託生産フローチャート

供卵牛の
・所有者の確認
・遺伝子型登録
・遺伝性疾患の確認

生産者・農協等

と　畜

卵巣割去 / 経腟採卵

生産者・農協等

申請

(公社)全国和牛登録協会支部

承認

生産者・農協等

依頼

家畜バイテクセンター

採卵

出荷

と　畜　場

卵巣
卵子

家畜バイテクセンター

受精卵

生産者・農協等

生産者・農協等

依頼

家畜バイテクセンター

卵巣割去
経腟採卵

実　施　場　所

卵巣
卵子

家畜バイテクセンター

受精卵

生産者・農協等

体外受精卵の生産依頼前に、必ずお読みください。

① 卵巣・卵子の採取にあたっての注意点

供卵牛に嚢腫様卵巣などの疾病があると、採取できる卵子数が少なくなる場合があります。事前の治療をお勧めします。

と畜による体外受精卵生産の場合、と畜場法に基づき、卵巣の採取ができない場合があります。また、天候不順による交通機関の乱れなどで、予定していた経路での荷物の輸送ができなくなり、体外受精卵の生産ができなくなることがあります。

② 卵巣・卵子の採取者

と畜による場合：

（一社）家畜改良事業団家畜バイテクセンターの技術者

卵巣割去および経腟採卵による場合：

獣医師と、（一社）家畜改良事業団家畜バイテクセンターの技術者

③ 体外受精卵の生産個数

体外受精後7～8日で移植可能な受精卵が生産できますが、個体によりできる個数は一定ではありません。また、受精卵ができない場合もあります。

④ 精液利用の制限について

（公社）全国和牛登録協会の規則により、平成22年1月以降の体外受精卵生産では、雌牛1頭につき1本の精液が必要になりました。当団所有の種雄牛（死亡牛も含みます）については当センターで精液を準備します。持込精液でも同様の扱いとなりますので、雌牛1頭につき1本の精液と精液証明書をご用意下さい。

なお、この原則を遵守できない場合、生まれた産子は子牛登記が取得できません。

⑤ 産み分け用選別精液（*Sort*^{90}）を用いる場合

体外受精に産み分け用選別精液（*Sort*^{90}）をご希望される場合、性の正確度は90%です。生産できた受精卵を移植し、異なる性の子牛が生産された場合でも、産子への補償、受精卵代金、移植料金等の費用の弁済はいたしません。

次ページへ続く

体外受精卵の生産依頼前に、必ずお読みください。

⑥ 経費

供卵牛の品種に関わらず、3頭以上（乳牛と黒毛和種の組み合わせでも可）まとめての依頼をお願いします。その場合、採卵経費は当団で負担します。

1～2頭での依頼の場合、採卵経費として技術者の出張旅費（往復交通費、日当等）を当団旅費規程に基づき算出し、機材等の運送費とあわせて請求させていただきます。

卵巣割去および経腟採卵による
体外受精卵生産についてのリスク確認書

卵巣割去

卵巣割去は、腟壁を切開し、腹腔内へ器具を挿入して卵巣を割除する方法です。

・割去前に止血操作を行いますが、実施の際には多少の出血があります。
・施術は熟練獣医師が衛生的に行いますが、細菌等に感染する場合も考えられます。
・万一、上記のような事項が発生し、供卵牛が死亡等した場合でも、補償等の弁済は致しません。

経腟採卵

経腟採卵は、腟壁から注射針を刺入し、超音波診断装置の画面上で卵巣内の卵胞から卵子を吸引採取する方法です。

・実施の際には、多少の出血があります。
・まれに、経腟採卵実施後に卵巣が癒着する場合があります。
・まれに、経腟採卵実施後に卵巣が硬化する場合があります。
・施術は衛生的に行いますが、細菌感染する場合も考えられます。
・万一、上記のような事項が発生し、供卵牛が死亡等した場合でも、補償等の弁済はいたしません。

上記について十分理解し、了承した上で、体外受精卵の生産を依頼します。

令和　　年　　月　　日

署名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

黒毛和種登記可能体外受精卵生産依頼書

一般社団法人家畜改良事業団
家畜バイテクセンター場長あて

申込年月日 令和　　年　　月　　日
申込者氏名　　印
申込者住所
連　絡　先

下記のとおり、（一社）家畜改良事業団に登記可能体外受精卵の生産を依頼します。

供卵牛(本牛)名号	
生　年　月　日	平成・令和　　年　　月　　日
登　録　番　号	
検査報告書受付番号	
検　査　年　月　日	令　和　　年　　月　　日
個 体 識 別 番 号	

供卵牛所有者	氏　　名			
	住　　所			
所属支部承認年月日	令　和　　年　　月　　日			
出荷と畜場等名称				
出　荷　団　体　名		出荷番号（毛刈番号）		
と畜希望年月日(割去・経腟採卵)	令　和　　年　　月　　日			
交配希望種雄牛名号				
新鮮卵移植の予定	有　・　無			

新鮮卵輸送先	住　　所	
	宛　　名	
	電話番号	